

山陽小野田市

第16号

農業委員会だより

発行／編集 山陽小野田市農業委員会 Tel0836-71-1645 令和3年3月



花の苗の出荷作業（株花の海）

会長あいさつ

三
次

「農業政策に関する意見書」
を市長に提出

トビイロウンカ被害に
関する要望書提出

山口県農業委員女性協議会
西部ブロック研修会開催

農業ヘチャレンジ

委員の活動報告

農業委員・農地利用最適化
推進委員の担当区域

功労者表彰の紹介

若手農業委員・農地利用
最適化推進委員研修会
参加報告

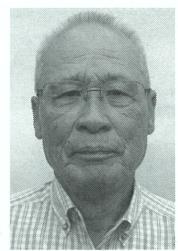
編集後記

レシピ紹介

農地法の申請は
農業委員会にご相談を

農地のプロフェッショナルを目指し

山陽小野田市農業委員会会長 田尾 光一



平素から農業委員会活動の推進につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年7月の任期満了に伴う委員の改選により、新たに会長に就任した田尾光一と申します。前期は第8区の農地利用最適化推進委員として、担当地区の耕作放棄地の発生防止や解消、集落営農の法人化など、主に現場での活動を行つてきましたが、今期は農業委員として農地行政全般に携わることとなり、さらに、農業委員会の最古参ということで会長に推挙され、現在、その重責を痛感しております。

平成28年に農業委員会改革が行われてから5年が経過しました。現在、新たに加わった農地利用最適化推進の業務が、「地域農業の維持・発展にどのような効果をもたらしたか」という検証作業が行われています。本市農業委員会では、この間、新農地情報公開システム（フェーズII）を活用する中で、農

地利用状況調査の簡略化や利用権設定業務の受入れ、非農地判定の実施など、業務の効率化、扱い手への農地集積の促進、遊休農地の解消を図つてまいりました。

確かにこのような取り組みは、農林水産省や全国農業会議所からは一定の評価を受け、先進的な農業委員会として活動面では農地利用最適化推進のモデルとなりましたが、本市の遊休農地は依然増加しており、また、担い手への農地集積率も目標の4割到達にはまだまだ長い道のりです。そして、新型コロナという新たな危機にも直面することとなりました。

このような状況の下ではあります。ですが、農業従事者の皆様が安心して農業に取り組むことができるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員は農地のプロフェッショナルとして日々研鑽を重ね、どのような事態にも即応できる能力を身につける所存でありますので、今後とも農業委員会活動の推進により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



「農業政策に関する意見書」を市長に提出

令和2年9月29日、「令和3年度山陽小野田市農業政策に関する意見書」を、山陽小野田市長に提出しました。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、必要があると認めるときは、農地利用最適化推進施策について、関係地方公共団体に対して具体的な意見書を提出しなければならないようになつています。

農地利用最適化推進が農業委員会が担い手の候補者の掘り起こし、市がその候補者の経営診断や将来の方針を審査し、認定農業者に位置付ける作業を円滑に実施しなければ、今後の担い手への農地集積・集約化が不十分となります。残念ながら現在の組織体制では、このプロセスを踏むことが難しい状態であることから、今回の意見書では農業委員会と市の農政部局との連携の強化に主眼を置き、その上で「人・農地プランの実質化」「担い手の確保」及び「遊休農地の解消」に関し、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に則した農業政策を実施するよう提言を行いました。

員会の必須業務になつて5年が経過し、農業委員会の活動内容が大きく変化しました。活動に当たっては、これまで以上に市の農政部局（農林水産課）との連携を図ることが必要となりました。特に、担い手の育成・確保に関しては、農地利用最適化交付金事業と密接に関連していることから、農業委員会が担い手の候補者の掘り起こし、市がその候補者の経営診断や将来の方針を審査し、認定農業者に位置付ける作業を円滑に実施しなければ、今後の担い手への農地集積・集約化が不十分となります。残念ながら現在の組織体制では、このプロセスを踏むことが難しい状態であることから、今回の意見書では農業委員会と市の農政部局との連携の強化に主眼を置き、その上で「人・農地プランの実質化」「担い手の確保」及び「遊休農地の解消」に関し、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に則した農業政策を実施するよう提言を行いました。

農業委員会の意見	令和3年度の市の政策及び今後の取り組み
<p>①連携の強化 (意見の概要)</p> <p>農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づく農業政策を実現するためには、農林水産課と農業委員会事務局が離れ離れに存在する組織体制では、連携が不十分である。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産課の厚狭地区複合施設への移転 	<p>令和2年12月の市議会定例会の一般質問において、市から「現在、山陽地区には農業委員会、小野田地区には農林水産課と相互に利便性が整っており、農林水産課が移転した場合、小野田地区の農業従事者の利便性が悪くなることや、水産業務・土地改良業務への影響を考慮し、慎重に検討する必要がある。また、組織的には、他部署との協議・連携、厚狭地区複合施設に事務スペースが無いことから、現時点では移転は困難である。」との答弁があった。</p>
<p>②人・農地プランの実質化 (意見の概要)</p> <p>市は、早急に「人・農地プランの実質化」が必要な地区を選定し、意向の把握・地図化、座談会の実施、将来方針の決定、マッチングなどの実質化のプロセスを踏むべきである。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人・農地問題解決加速化支援事業の活用 	<p>「人・農地プランの実質化」の期限がコロナ禍の影響で令和4年3月まで延長された。このため、令和3年度における国の支援などが明らかになった時点で予算化を検討する。</p> <p>「人・農地プランの実質化」については、今後とも農業委員会と連携して取り組んで行く。</p>
<p>③担い手の確保 (意見の概要)</p> <p>担い手不足で中山間地域の営農法人が疲弊している。市は異業種などの農業参入を促進とともに、新規就農者の受入れ、フォローアップにより一層努力すべきである。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農作業オペレーターの参入促進 ○認定農業者の充足 ○産地パッケージ計画の樹立 	<p>継続事業 「担い手支援事業」</p> <p>担い手の育成・確保を図るため、経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を補助する。</p> <p>予算額 5,000千円</p> <p>「新規就農者支援事業」</p> <p>経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して農業用機械又は施設の整備に要する経費等の一部を補助する。</p> <p>予算額 1,531千円</p>
<p>④遊休農地の解消 (意見の概要)</p> <p>担い手不足や鳥獣被害などで、毎年、遊休農地は増加している。遊休農地の増加は、農家の営農意欲の減退につながり看過できない。市は有効な対策を講ずるべきである。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地解消支援策の復活 	<p>国の荒廃農地利活用に係る事業が廃止された。また、市においても遊休農地対策に伴う予算は計上していない。当面は、日本型直接支払制度を有効に活用し、遊休農地を解消されたい。</p> <p>遊休農地の発生防止については、今後とも農業委員会と連携して取り組んで行く。</p>

全国農業新聞

全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に
農業者の経営と暮らしに役立つ情報を
お届けします。
毎週金曜日発行 購読料 700円（送料共）
申込みは、農業委員会事務局まで

なお、意見書作成に当たっては、農業委員会の幹事会が中心となつて十分に協議・検討を行い、農業委員や農地利用最適化推進委員からもしっかりと意見や要望を聴取した上で、令和3年度予算の編成作業が本格化する時期に間に合うよう、直接、市長に對して意見書を提出しました。意見書の概要及び意見書に対する市の農業政策は上の表のとおりです。

トビイロウンカの甚大な被害に対し支援策を要望

令和2年のトビイロウンカの大被害に関し、農業委員会は市に対し支援策を要望しました。

市は、農業委員会からの要望などを参考し、令和3年産水稻作の生産意欲の減退を防ぎ、生産継続を推進するため、令和3年2月までに種子・苗を予約注文された農家に対し、水稻作に要する種子の購入経費を補助します。

(補助内容)

種子購入の場合

種子の購入金額から県の補助額を差し引いた金額を補助



苗購入の場合

苗の販売価格から種子代相当分（1箱当たり約110円程度）を補助



農業委員会
会長職務代理者
山本シゲ子

令和2年10月13日、標記研修会が本市の埴生干拓にある農場「花の海」で開催されました。開催の趣旨は、

山口県内の女性農業委員・農地利用最適化推進委員の交流、連携を深め、各地域で自主的に活動すること、女性の視点を活かした農業振興、次世代にとって魅力ある農村づくりを目指し、意識の向上と情報交換の場として研鑽を重ねることです。山口県を東部、中部及び西部に分けて研修を行い、その成果を山口県農業会議で総括しています。

当日は、暖かい秋の日差しの中、29名の女性農業委員・農地利用最適化推進委員が出席し、花の海の前島昭博社長から説明を受けながら施設見学を行いました。幾棟ものハウス、最先端の設備、広大なコスモス畑、多くの従業員、沢山の来場者、以前と比べ大きく発展していることに驚きました。

山口県農業委員会女性協議会 西部ブロック研修会に参加して

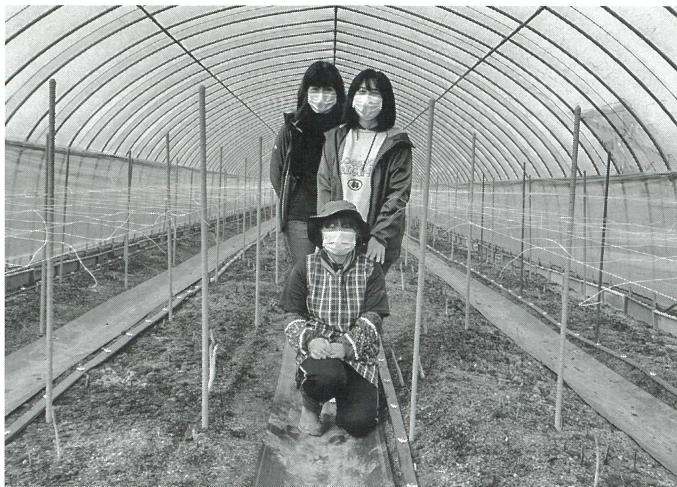
今年度、西部地区の研修会を引き受けた本市の農業委員会の会長や事務局の皆さん、また、花の海の前島社長のご支援やご協力の下、出席者の活発な意見が交わされ、大変有意義な素晴らしい研修会が開催できたことを心から感謝しています。



農業へチャレンジ

株式会社エスケイサービス

代表取締役 小早川さえ子



弊社は平成17年に設立し、主に野菜苗の接木作業をメインに園芸の受託を行っています。従業員は全員女性ですが、今年度から新たに農業部を立ち上げました。ある人物に声を掛けられ、農業を始めたといふ言葉がきっかけでした。休眠中の荒地でしたが、大変そうと思うよりも新しいことへの挑戦に胸が高鳴り、二つ返事をしました。

農業部開始当初は私を含め女性二人、慣れない力仕事、初めての農作業に右も左も分からず不安も多くありました。頭で考えるよりも「まずはやってみよう!」の気持ちを大切に取り組んでいます。

農業を始めて約1年、毎日が勉強続きです。自然の中で仕事をするので凍りつく冬や蒸し暑い夏など肉体的にも辛い時もあります。しかし、日々変化する季節の中で土地と野菜と向き合う仕事は、創造性と充実感で溢れています。

来季、ビニールハウスを15棟増設して稼働予定です。私ども農業部は休眠中の埴生干拓地が少しでも減るよう今後も更なる農業の発展を目指して取り組んでいきたいと思いま

現在、利用権での耕作者でも管理が十分でない方、逆に規模の縮小を考えられる方もあり、市内で借り方を求めるのは難しく、市外に求めざるを得ない状況にあります。

さらに、遠隔地在住者が農地を相続されることもあり、不耕作地を減らすことは難しく、地道な活動しか方法は無いのかな??:

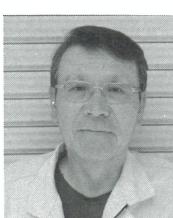
私たちが農地利用状況調査を始めて数年、山間地のほとんどの農地に雜草や灌木が生い茂り様相が一変、平地でも雜草が生い茂る農地が徐々に増える傾向にあります。

昭和に施行された米の生産調整が遠因していることでもないでしょうに・・・農家の世代交代、食生活の変化にも誘因があると考えられます。農業活性化のため農業政策が見直されましたが、零細農家には益は見られず、高価な農機具や作業の実態の割には、生産物の対価は低く、米の需要も減少。会社勤めの労働対価を比較し、農業離れによる不耕作地も考えられます。不耕作農地の所有者の調査では、会社勤めで農機具はすでに処分、自家菜園程度で農業を継続する意志は無く、手入れをするでもなく、農地は財産として保有、耕作は適当な人に任せたい意向。

このような環境下において、農業委員は農地利用状況調査を実施し、遊休農地の早期発見に努めておりますが、耕作放棄地は年々増えている状況にあります。



農地利用最適化
推進委員
篠原佐二郎



農業委員
緒方 始

令和2年度より農業委員に就任し活動いたしておりますが、農業を取り巻く環境は厳しく扱い手不足により農業経営が困難であるとよく耳にします。また、近年温暖化による畑作物の被害も多く発生しており農家を悩ませています。

水稻については、トビイロウンカの異常発生及び台風による塩害にて収穫量が減少しています。加えて新型コロナ発生により人ととの接触が難しい中での密を避けるための会合等も自粛状態にあります。

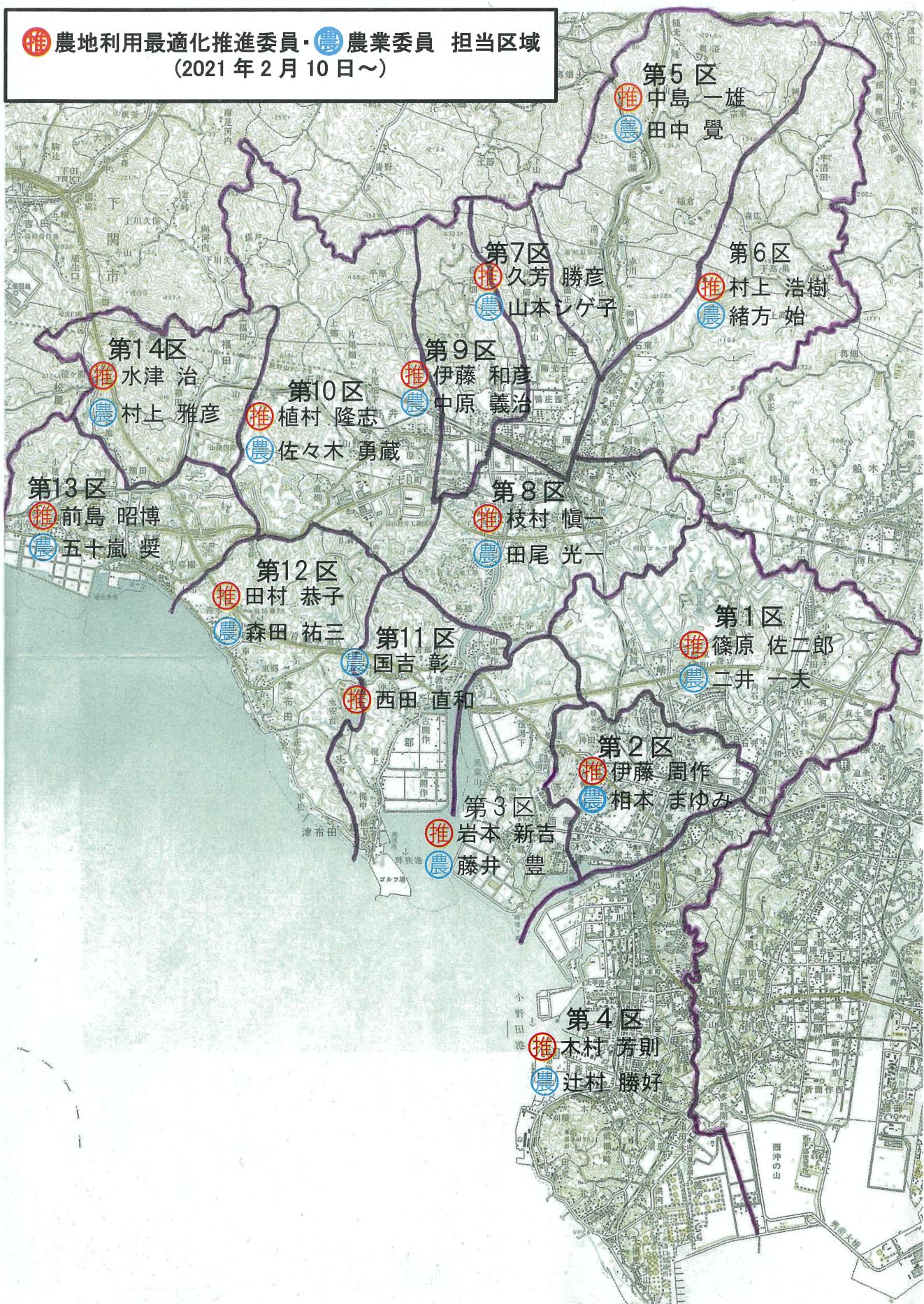
このようない環境下において、農業委員は農地利用状況調査を実施し、遊休農地の早期発見に努めておりますが、耕作放棄地は年々増えている状況にあります。

私どもも先祖から授かれた大切な農地を守るために一丸となり、高齢者が汗水を流しています。後継者のいない農家を救う策として農地中間管理事業があります。私は、農業委員としての職務を再認識し、農家の皆様とともに頑張って行きたいと思います。今後とも皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

委員の活動報告

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域

**● 農地利用最適化推進委員・農業委員 担当区域
(2021年2月10日～)**

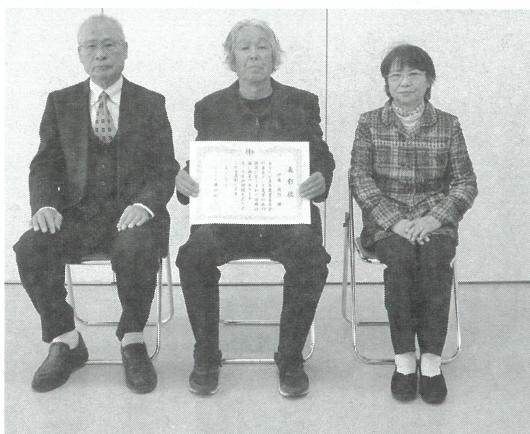


令和2年度山陽小野田市功労者表彰

受彰者 伊藤 周作さん

農地利用最適化推進委員の伊藤周作さんが令和2年度山陽小野田市功労者表彰（一般表彰）を受けられました。今年は、コロナ禍の影響で表彰式は中止となりましたが、2月22日に農業委員会の田尾会長が表彰状を伝達しました。

伊藤周作さんは、会社員のかたわら兼業農家として農業に従事し、平成23年7月から平成29年7月まで農業委員として、また、平成29年8月からは農地利用最適化推進委員を歴任され現在に至ります。この間、高齢化や後継者不足などで不安を抱える農家の相談に積極的に応じるなど、農業委員等としての功績は顕著であることから表彰を受けられたものです。



若手農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会参加報告



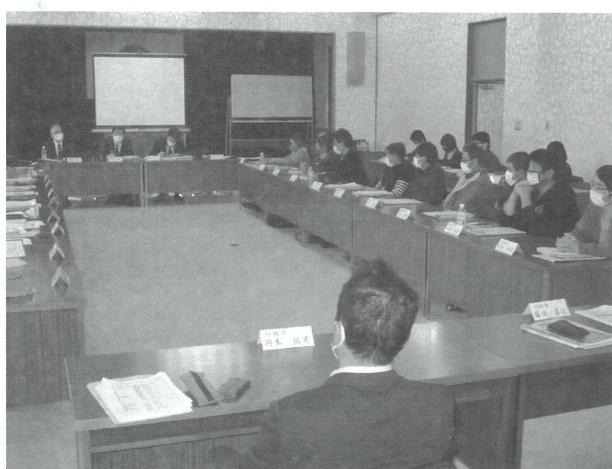
農地利用最適化
推進委員
村上 浩樹

令和2年12月2日に山口市の山口県自治会館にて若手農業委員及び農地利用最適化推進委員による研修会が開催され県内の各地区より多数の若手農業委員及び最適化推進委員が参加、コロナ対策を徹底した会場にて農地法など制度の説明や運用方法の確認を事務局からの説明を聞きながら研修を行い、その後若手委員同士の意見交換を行いました。

研修では現在の県内農用地の実態把握や人・農地プラン等の農用地管理に関する情報共有を中心につき、これからの農用地のあり方を、意見交換では若手委員の目線で現状の問題点や疑問、これから農業者等への指導やアドバイスの方法について積極的な発言が多く出ました。

どの地域も抱える問題は中山間地と干拓地等地域の違いはあれどやはり高齢化と土地集積の難しさ、担い手人員の不足が多くの委員から声があがりました。

研修会を終えて感じた事は、現状及び近未来の農用地管理人の把握と担い手への情報提供が重要な事案であること、そしてそれが出来るのが私たちの責務だとあらためて感じる研修会になりました。



編集後記

コロナ禍においての暮らしも一年になろうとしています。不安の多い1年でしたが、だからこそ日々のささいな出来事に幸せを感じることも多かつたように思います。農作業は、これまで以上に健康や体力に気をつけながらでした。自然災害による被害もありました。六月の長雨、日照不足で夏野菜にも影響が出ました。また、例年以上にカラスの被害も多かったように思います。そして、秋には、台風、トビイロウンカの被害に合われた農家も多かったです。今年の稻作の仕事が始まります。が、情報を探り得て被害回避へ活かしていきましょう。

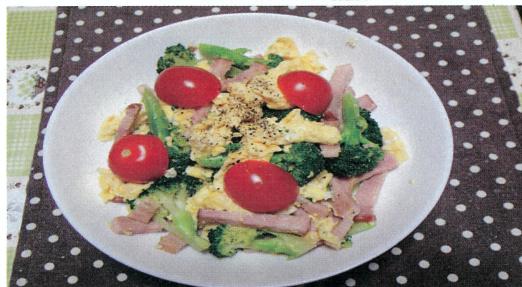
農業委員に任命されて2期目に入りました。農業委員会の業務を覚えるのに精一杯だった1期目と比べ、農地利用状況調査や現地確認等の業務を通じて、農地や地域農業の現状把握が進んできました。農業に対する危機感や課題も強く感じるようになりました。

農地の荒廃や担い手不足、鳥獣被害の拡大等、農業を取り巻く状況はますます厳しさを増しています。野菜農家として新規就農した際に自分が支援していただいたように、次の世代の人達が農業に取り組みやすい環境を引き継いでいくために、農業委員として地域の農業者の方々と話し合っていきたいと思います。

レシピ紹介

材料(2人分)

ブロッコリー 100 g
ベーコン 60 g
たまご 2個
マヨネーズ 大さじ1
サラダ油(又はオリーブ油) 大さじ2
めんつゆ(又は醤油) 小さじ1~2
粗挽き黒胡椒 適量



作り方 (下準備)

ブロッコリーは小さめの小房にする。ベーコンは1cm幅に切る。たまご2個を溶き、マヨネーズ大さじ2を加えサッと混ぜる。

① フライパンにサラダ油(又はオリーブ油)大さじ1を入れ、しつかり熱する。溶いた卵を加えてゆっくり混ぜ、半熟になったら皿に一度取り出す。

② ①のフライパンにサラダ油(又はオリーブ油)大さじ1を入れてベーコンとブロッコリーを加えてサッと炒めたら弱火にしてフタをして5分程度蒸し焼きにする。

③ フタを開けて取り出した卵を戻しめんつゆ(又は醤油)小さじ1~2を加えてサッと炒める。

皿に盛り付けてお好みで黒胡椒をふる。ミニトマトをのせて彩りをよくする。

●ブロッコリーの茎も厚く皮をむいて筋っぽくない所を使う。また、最初にブロッコリーをレンジ500W~600Wで蒸しておくと、蒸し焼きの時間を短くすることができる。



農業委員 相本まゆみ

冬野菜のブロッコリーを使ったレシピを紹介します。ブロッコリーは、付け合せやシチューに入れたりすると思いますが、このお料理は、ベーコンと炒めておかずとして食べられます。ベーコンのほかにワインナーやソーセージを使ってもおいしく仕上がります。

ブロッコリーとベーコンのふんわり卵炒め

農地法の申請は農業委員会に「相談を

農地の権利移動

* 耕作を目的とした農地の売買・貸借

* 農地の転用とは

農地を耕作するために売買や贈与、貸し借りなどをする場合は、農地法第3条の許可が必要です。農地法の許可を受けないで行われた売買や貸し借りは、法的効力が生じません。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法(利用権の設定等)に基づく方法もあります。道路、植林等、耕作以外の目的で利用することを農地転用といいます。土地の所有者本人が利用する場合は、農地法第4条の許可が必要です。また、売買による所有権の移転や貸借等の権利を伴う転用をする場合は、農地法第5条の許可が必要です。

農地の転用

* 農地の売買、贈与、貸借等の許可のポイント

(許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。)

【全部効率利用要件】
申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作していること

【常時従事要件】
申請者又は世帯員等が農作業におむね150日以上従事すること

【下限面積要件】
申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が30ha以上であること

【地域との調和要件】
申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

* 転用の許可基準

農地法では、優良農地が虫喰い状態になることを避けるため、市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう、転用許可基準を設けています。

【立地基準】

農地の営農条件や周辺の市街地の状況から転用の可否を判断する基準と

【一般基準】
転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などで可否を判断する基準があります。

* 詳しくは農業委員会事務局 (071-1645) まで